

## 第 39 回 大阪市都市景観委員会 会議要旨

1 開催日時 平成 26 年 3 月 28 日（金）午後 2 時 00 分～3 時 50 分

2 開催場所 大阪市役所 7 階 第 4 委員会室

3 出席者

（委員） 澤木 委員長、嘉名 委員長職務代理者、阿部 委員、岩田 委員、高崎 委員、  
田中委員、中嶋 委員、橋寺 委員

（大阪市）河合 建設局管理部路政課長

（事務局）角田 開発調整部長、山田 都市景観担当課長、大倉 都市景観担当課長代理

4 議 題

- ・デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討のとりまとめ（案）について

5 議事要旨

（委員からの主なご意見及び事務局の回答等）

○地域によるコンテンツ等に関するルールづくりや体制づくりを条件とするとなっているが、体制ができればそれでいいのか、体制をつくった上でルールづくりまでしないといけないのか、どこまで求めるのか。

⇒中層部の設置については、周辺に対しての影響も大きいと考えているので、どういうコンテンツがいいのかを地域の組織なり体制の中で議論し、ルール化した上で、我々と協議をしていただく形を考えている。

低層部については地域でのルールづくりまでは求めず、行政との協議基準の中に来街者に対しての観光情報や災害時の情報をコンテンツに入れることをきっちり書き込み、単に商用なり自家用の広告だけ流しているサイネージについては、受け付けないという形で考えている。

○第三者組織はどういう位置づけなのか。

⇒周辺への影響を抑えるための基準とかは、設置場所によって変わることもあり、一律に数値化していないため、その方面に精通された方の意見を聴きながら事業者との協議を進めるための組織と考えている。

○景観については、100人いたら100人同じ意見になることはないので、地元や来訪者、行政、専門家の意見がうまく汲み取れる第三者組織になればよい。

○コンテンツの内容の制限について、私有物に所有者が広告する限り、表現の自由等の観点からみて宗教的、政治的だからといって制限はできないだろう。もしやるとすれば、例えばある種の広告に対しては補助金を出すといった、補助の条件として制限するというのであれば若干は可能だろうが、現在の枠組みの中では、

公序良俗に反しないといった記載に止まることになるだろう。

そういったコンテンツの内容の制限については、地域の協議会的なものの中で自主規制をつくり、それを奨励していくような形になっていくのではないかと。

○一時広告については、今までも内規的に運用してきているものをルール化する形になる。これまでも実態として、それほどひどいものはなかったということがあるので、特にモデル地区的な限定はしない。

○総合設計や都市再生特区等、個別に景観に配慮する側面を持った制度というのができてきて、今、それが混在している状態にある。デジタルサイネージだけに限った話ではないが、どこかで整理したほうがいいのではないかと。モデル地区についても、大阪駅を挟んで北と南で、南側はデジタルサイネージが設置できて、北側はなぜだめなのか、今後検討が必要ではないかと。

⇒他制度との関連について、基本的な考え方として、美観誘導路線の中で一定景観的なコントロールを施しながらできたものについては、例えば総合設計の場合であれば、都市景観上配慮されたものについてはこの限りではないという規定があるので、そういう規定を活用することも含め整理・検討していく。

○制度設計については、建築美観誘導制度をベースに、要綱での指導を念頭に置いているのか。

⇒制度については、建築美観誘導事前協議要領を少し見直し改正する形で考えており、具体的には、御堂筋と四ツ橋筋でモデル地区として設定したところについては、協議が整えば設置可能という形にする。そして、美観誘導の基準の中にただし書きで、例えば、まちの魅力向上に資するものについてはこの限りではないということを書いて、別途その細目みたいなものを定めて運用していくというイメージを持っている。

○モデルとしてするというのであれば、地域の組織によるルールづくりをある程度、大阪市が先導し、それを検証していくことが必要になる。モデル実施後にどのように大阪市がその結果を吸い上げていくのか、そこで上がってきた課題を次につなげていくことが必要ではないかと。

⇒地域組織のルールづくりについては、やりたいことが見えてきた段階で行政も関与しながらやっていく形になる。条件を見ながら、エリアにとってふさわしいものなのか、あるいは今回求めているものなのか、協議の中で当然求めていくべきものだと考えている。

検証については、サイネージがどんなタイミングでどれぐらいの頻度で変更されるのかということも含め、やっていく中でないとわからない部分がある。いろいろ課題あるいはメリットみたいなものも出てくるのが想定されるので、その都度、状況を踏まえながら、よりよい形になるよう考えていく。

○建築美観誘導制度全体については、まず今の制度が実際に目指していたものになっているのかという検証から始めていく必要がある。都市景観委員会の委員を中心としたワーキング的なものを設置して議論を始め、その上で、モデル地区の運用の中で課題が見えてくるところがあれば、それを美観誘導全体の議論の中にもフィードバックし、モデル地区の運用と、建築美観誘導制度全体のあり方の検討を進めていく。